

共同生活型支援チェックリスト

I. チェックリストの活用にあたっての説明

【チェックリスト作成の目的】

ひきこもり支援における共同生活型支援（ひきこもりも含む困難を抱えた方々に対して、共同生活を取り入れながら伴走型の支援を行うことをいう。以下同じ。）については、ひきこもり状態にある本人や家族の意向に沿って適切に実施する民間事業者（以下「事業者」という。）がある一方で、家族の依頼をもとに本人の同意なく強引に連れ出して満足な支援を行わず、法外な料金を取る、いわゆる「引き出し屋」と呼ばれる悪質事業者がある等の課題がある。

また、共同生活型支援を行う事業者と支援を必要とする本人及び家族との間のトラブル（契約時の説明と参加時の対応が異なる、途中で解約できないなど）や、ひきこもりや不登校などの事情を抱える未成年者等を受け入れ、共同生活により自立を促すなどの事業を実施する自立支援をうたう施設で違法行為が疑われるなどにより、当該施設の代表者等が逮捕された事案が発生するなど、ひきこもり支援を必要とする本人や家族へのトラブルを未然に防ぎ適切な支援を受けられるようにするための方策が急務となっており、本人や家族に寄り添った適切な支援を行っている優良な事業者と悪質事業者との差別化が図れるような標準的な支援例を示すことが求められている。

そこで、共同生活型支援を行う事業者が運営体制や活動内容を自らチェックし、広く一般の方々への情報公開（見える化）を図ることで適正な事業運営を推進するとともに、共同生活型支援への参加を検討しているひきこもり状態にある本人やその家族、共同生活型支援への参加を提案することを検討している自治体等のひきこもり相談窓口及び関係機関等の担当者が、当該事業者の運営体制や活動内容等を確認することで当該事業への参加を判断するための目安とすることができると、トラブルの未然防止やひきこもり状態にある本人の意向に沿った適切な事業者選択に資するようにするため、本チェックリストを策定した。

【想定しているチェックリストの活用方法】

活用者	活用法
ひきこもり状態にある本人に対して共同生活型支援を行う全国の事業者	共同生活型支援に参加する際の目安となるよう、チェックリストを用いて自らチェックした結果をホームページ等で公開することで、運営体制や標準的な支援内容を見える化しつつ、当該事業者がどのような類型（種類）の支援を行っているかについて、参加を検討している本人や家族等に分かるように示す。 これにより、事業者自らが適正かつ透明性の高い事業運営を図ることができるようにするとともに、支援の質の向上や参加希望者等への活動内容の明確化等につなげることが期待される。
共同生活型支援への参加を検討している、ひきこもり状態にある本人やその家族	事業者がチェックリストを用いて運営体制や活動内容を自らチェックした結果をホームページ等で閲覧することで、効率的な情報収集や複数の事業者の比較検討に活用する。 共同生活型支援への参加を判断する際の目安として、チェックリストに示された項目をもとに事業者の活動をチェックし、当該事業者がどのような類型（種類）の支援を行っているかを確認する。
支援対象者に共同生活型支援への参加を提案することを検討しているひきこもり相談窓口及び関係機関等の担当者	これにより、ひきこもり状態にある本人の意向に沿った共同生活型支援への参加可否や適切な事業者選択の判断に資するとともに、事業者が提供する共同生活型支援の具体的なイメージを持つことで参加する前と後での本人の認識のギャップを少なくし、事業者とのトラブル防止や適切な支援への参加につなげることが期待される。

【チェックリストの活用にあたっての留意事項】

それぞれの事業者が行う共同生活型支援による活動内容は、その目的や支援対象者の状態などの特性によって多種多様であり、最終的には共同生活型支援への参加を検討している本人の意向を尊重することや、当該事業者と本人との相性、見学や体験を通じて本人やその家族が感じたことを大事な拠り所としながら参加を検討することが前提であること。

- ※ チェック項目は、共同生活型支援への参加を検討している本人及びその家族が安心・安全に共同生活型支援に参加できるよう、共同生活型支援を提供する事業者の運営体制や活動内容の適正性を判断する目安となる内容を作成していること。
- ※ 特に、「Ⅱ-1.共同生活型支援の申込等の契約手続き」及び「Ⅱ-2.共同生活型支援の解約等の契約履行に関する手続き」のチェック項目は、トラブルを未然に防ぎ、本人が安心・安全に共同生活型支援に参加するために事業者が遵守すべきものである。また、「Ⅱ-3.共同生活型支援による具体的な活動内容」以降のチェック項目は、チェックのついた項目数により共同生活型支援の優劣が必ずしも判断できるものではないが、事業者の取組内容の特色や、適正な組織運営等が図られているかをチェックする項目であり、事業者の比較検討にあたって積極的に活用することが望まれるものであること。なお、今後、共同生活型支援に関するガイドラインを作成するとともに、本チェックリストについても、継続して共同生活型支援に関する情報収集を行った上で、内容の改訂を行う予定である。
- ※ 「Ⅱ.安心・安全な共同生活型支援の提供（参加）のためのチェック項目」に示された項目でチェックが付かないものがある場合やチェック項目以外の内容で参加申込前に確認したいことがある場合は、本人及びその家族をはじめ、自治体等のひきこもり相談窓口や関係機関等の担当者においては、当該事業者に運営体制や活動内容について事業者に直接問い合わせをするなどにより確認することが望ましい。

Ⅱ. 安心・安全な共同生活型支援の提供（参加）のためのチェック項目

Ⅰ. 共同生活型支援の申込等の契約手続き

(1) 申込・契約にあたり必要な情報や説明の手続き

(チェックの観点)

- ・相談時から利用開始時までの流れにおいて、事業者は本人及び家族に対し、契約締結の判断に必要な情報を丁寧に説明することで、(家族をととして) 本人の意思を確認できるタイミングを持つことが重要である。
- ・なお、事業者においては、説明すべき内容をリーフレットやインターネットに公開、あるいはあらかじめ書面で用意するなど明確化していることが望ましい。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	申込の相談窓口や見学、体験についての情報が公開されている(リーフレットやインターネット等で確認できる)。		
2	申込の相談窓口や見学、体験を通して、本人や家族が、共同生活型支援の参加や申込について相談できる機会がある。		
3	公開情報や、申込の相談、見学、体験を通して、共同生活型支援におけるルール、禁止事項等の説明がある。		
4	申込・契約の流れや手順、申込・契約にあたっての必要書類が明確である。		
5	申込・契約にあたり、共同生活型支援の期間やかかる費用(追加料金も含む)の目安、解約方法、解約条件の説明がある。		

(2) 共同生活型支援に参加することの同意取得

(チェックの観点)

- ・共同生活型支援の参加前に行う訪問支援(アウトリーチ)も同様に、事業者は本人及びその家族の意向を確認してから行うことが重要である。
- ・例えば、本人が意向を示さない、あるいは特に良い反応を示していない場面では、まずは共同生活型支援への参加ではなく、家族を通じて電話やメール、アウトリーチなどを行いつつ、本人の意向を確認した上で参加いただくプロセスが大事である。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	共同生活型支援に参加することについて、必ず、家族だけでなく、本人に対して直接意向の確認がある。		
2	共同生活型支援に参加することについて、本人が拒否する意向を示した場合に、それを無視して無理やり参加させることはしない。		
3	本人と家族の意向に相違がある場合はすぐに契約を行うことはせず、本人や家族と事業者の両者において、検討する猶予がある。		

2. 共同生活型支援の解約等の契約履行に関する手続き

(1) 共同生活型支援の途中で解約する場合の対応

(チェックの観点)

- ・ 事業者においては、解約時のルールに関する内容をリーフレットやインターネットに公開、あるいは、あらかじめ書面で用意するなど明確化していることが望ましい。
- ・ 加えて、解約の際には、本人及びその家族にかかる生活状況や今後の見通し、その後も「いつでも相談できる」、「いつでも戻ることができる」ことを説明するなど、フォローアップ体制を整えていることも明確化していることが重要である。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	共同生活型支援の途中で、法外な違約金が発生することなく解約が可能である。		
2	途中で解約する場合、解約までの手順や返金等、解約にかかるルールについての説明がある。		
3	解約にあたっての相談、解約後や他の支援機関へつないだ後の相談支援について説明がある。		

3. 共同生活型支援による具体的な活動内容

(1) 活動内容

(チェックの観点)

- ・ 共同生活型支援の参加者は、個々に状況や特性が異なることから、全ての参加者を一律に当てはめるようなプログラムの設定は望ましくない。
- ・ 例えば、参加して間もない頃は、ある程度、プログラムが固定されている方が参加しやすいことが考えられるが、本人の状況に応じて、複数の選択肢から選べるほか、参加する頻度、時間帯、参加のルールなど、徐々に本人が選択できる幅を広げていくことも重要である。
- ・ こうしたプログラムの提供方法などをリーフレットやインターネットに公開、あるいは、あらかじめ書面で説明するなど明確化していることが望ましい。
- ・ 生産活動を行う場合は、一般的な労働時間と同様の時間内で行われることが重要である。また、生産活動によって得られた利益を過度に事業者の収益とすることは望ましくない。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	本人の状況に応じたプログラムが体系的に設計されている。 (プログラム例) ➤ 生活習慣を見直したり生活リズムを整えたりするプログラム ➤ ボランティア活動等の地域とかかわりの中で行うプログラム ➤ 就労のための準備や訓練にあたるプログラム ➤ スポーツや余暇活動にあたるプログラム		
2	本人の意向や体調、特性に応じて、プログラムへの参加が選択できる。		
3	本人の意向や体調、特性に応じて、段階的に活動の内容を変更できるなど調整することができる。		
4	プログラムへ参加することや対人関係についての不安に対応できるスタッフがおり、相談にのることができる。		

(2) 計画(支援計画・活動計画)

(チェックの観点)

- ・ 支援計画や活動計画が特定の職員の判断のみで決定されないよう、その進捗や効果を複数の職員が共有できる仕組みが重要である。
- ・ さらに、本人へわかりやすく説明する機会を設けているか、家族に対して本人の様子や課題などを説明しているかといった観点も留意して確認することも重要である。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	本人の意向を踏まえた上で適切なアセスメント(情報を集め本人の特性等を把握・評価すること)を行い、個別の支援・活動計画が作成されている。		
2	個別の支援計画や活動計画について、本人やその家族にわかりやすく説明している。		

3	複数の職員が支援や活動の計画の進捗、効果を確認し、必要に応じて組織的に検討を行った上で見直し等を行う仕組みがある。		
---	---	--	--

(3) 家族とのコミュニケーション

(チェックの観点)

- ・ 本人と家族の間で意向が異なる場合もあり、家族が共同生活を見学するなど支援中に家族とのかかわりが生じることが本人にとっての過剰な負担や不安につながる場合がある。本人の意向を尊重し、家族が過剰に介入することがないように留意する必要がある。
- ・ ただし、共同生活型支援を行う事業者が、本人と家族の対立構造をむやみに助長することは望ましくなく、まずは家族への支援をととして、本人と家族の関係性の改善に努めているかという観点で確認する必要がある。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項（自由記述）
1	家族会や研修会等、家族が参加できるイベントが開催されている。		
2	家族が共同生活の様子を見学できる。		
3	家族に対して、定期的に、写真等を用いて本人の状況や活動の様子についての具体的な報告がある。		
4	家族が本人の状況や本人との関係等について相談できる窓口を定めて周知している。		
5	本人と家族との関係性をよく理解した上で、双方の気持ちに寄り添いつつ、本人の意向に沿うよう家族とコミュニケーションをとっている。		

(4) 共同生活型支援の終了

(チェックの観点)

- ・ 共同生活型支援を終了する時期は、本人の状況や状態、意向によって様々である。共同生活型支援を行う事業者は、日々の支援を通して支援を終了する時期を見極め、本人や家族と話し合いながら決定していく必要がある。
- ・ 終了にあたっては、本人の意向に応じて、適切な支援機関や就労・就学先の相談窓口等につなぐとともに、事業者以外に属する他の支援者の意見も踏まえ、本人の納得が得られる選択ができるような支援が行われることが求められる。
- ・ 共同生活型支援への参加を通じて、地域コミュニティとのつながりが生じ、終了後も活動・共同生活場所の周辺に居住し社会参加を続けていくことは、共同生活型支援による効果の一つの形である。
- ・ ただし、共同生活型支援は、共同生活という支援方法の特性上、支援を行う者と本人との関係が極めて密接であることから、支援に必要な信頼関係の構築を超えた過度な依存や心理的・経済的な支配関係が生じる可能性があることを知っておき、共同生活型支援終了後の本人の活動や居住場所が、本人の意に反して制限される状態ではないか留意する必要がある。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項（自由記述）
1	共同生活型支援の終了時期について、共同生活型支援を通して本人や家族と話し合い、決定する仕組みがある。		
2	終了後の進路や居住地について、他の地域資源の支援者と適切に連携しつつ、本人の納得する選択ができるようにしている。		
3	終了後も相談ができるなど、本人の希望に応じて、事業者と引き続きつながりが持てる仕組みがある。		

4. 関係機関や地域との連携

(1) 関係機関との連携

(チェックの観点)

- ・ 行政機関等が主催する連絡会議やネットワークには、生活困窮者自立支援制度や重層的支援体制整備事業、地域若者サポートステーション、子ども・若者支援等に関連する会議等があり、参加によって情報共有が行える体制となっていることが重要である。
- ・ 医療や保健とのつながりについては、参加者が治療等により定期的な通院が必要となる場合の通院先や、参加者の日常的な健康管理について相談できる先があることを想定している。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	行政機関等から相談業務等の事業を委託／指定されている。		
2	行政機関等が主催する連絡会議やネットワークに参加している。		
3	医療、保健、雇用、教育等の関係機関とつながりがあり、本人の意向や状態・状況に沿う形で、協力して対応することができる。		

(2) 地域との連携

(チェックの観点)

- ・ 共同生活型支援においては、参加者がその地域で実際に共同生活を行うことから、共同生活型支援の趣旨や内容について、地域住民の理解が必要不可欠である。はじめは見知らぬ者が活動していることに不安な気持ちを抱く場合があるかもしれないが、丁寧な説明やコミュニケーションを重ね、顔の見える関係性を構築していることが重要である。
- ・ 地域における協力先としては、例えば、近隣住民、町内会・自治会、民生委員、社会福祉協議会、企業、商工会、地域若者サポートステーション等が想定される。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	地域の祭りやイベント、自治会・町内会等の地域活動に参加する機会がある。		
2	農業体験や就業体験、就労・就学支援等の地域資源を活用したプログラムが設定されている。		
3	地域に共同生活型支援の趣旨が理解され、協力体制がある。		
4	ボランティアや就労のための準備、訓練、スポーツや余暇活動等にあたっては、地域において複数の協力先や体験先がある。		

5. 適正な組織運営と生活環境の確保

(1) 共同生活型支援に関する情報開示

(チェックの観点)

- ・ 共同生活の環境を知るための情報として、部屋割や設備、プライバシー保護、防犯対策等の情報があると参考になる。
- ・ 情報開示の方法は、リーフレットやインターネット等で確認できることが望ましい。
- ・ 本人及びその家族の背景や経緯、本人の個々の特徴や状況は百人百様であり、それに応じた支援も生活リズムを整えるための支援から社会参加のための支援など多種多様である。そのため、共同生活型支援の参加により一律に効果がでるような説明内容には留意する必要がある。
- ・ 参加者の体験談や自宅復帰・地域生活移行後の様子については、成功した良い面のみではなく、一進一退のスモールステップの例なども含め、様々な選択肢や可能性を知ることができる環境があると望ましい。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	共同生活型支援におけるプログラムや活動内容、共同生活の環境、必要な費用等についての情報が公開されている。		
2	公開情報は写真や詳細な説明を掲載するなどして、参加の前後でイメージにギャップが生じないような工夫がある。		
3	共同生活型支援に参加することで、「必ずよくなる」、「すぐによくなる」といった、極端な効果をうたっていない。		
4	OB や OG(これまでに共同生活型支援に参加したことのある人)についての情報が公開されている。		
5	どのような職員がどのような支援をしているかといった職員のプロフィール、自己紹介の情報が公開されている。		
6	生産活動が行われる場合には、活動の内容や時間、その対価に関する必要な情報が公開されている。		

(2) 組織運営や支援体制

(チェックの観点)

- ・ コンプライアンス(法令や倫理、社会規範等)を守り、公正・公平に誠実に行動するという姿勢は、適正な事業運営を行うための根幹であり、職員研修等を通じて組織内で徹底されていることが重要である。また、組織内の規定でコンプライアンスについて具体的に定めることや、ホームページ等で対外的に表明されていることが望ましい。
- ・ 支援に携わる職員の育成や支援の質の向上のため、外部講師を招いての職員向けの研修や、外部研修への職員の派遣、ケース検討会やスーパービジョン(経験豊富な支援者からの助言・指導)が定期的に行われていることが望ましい。
- ・ 権利擁護や虐待防止のための取組として、意見箱の設置、外部相談窓口の設置、権利擁護や虐待防止に関する研修の受講等の例がある。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	コンプライアンス(法令や倫理、社会規範等)を遵守するための具体的な取組が行われている。		
2	情報管理や個人情報保護の方針が策定されている。		
3	苦情解決の仕組みが設けられ、苦情相談窓口が参加者やその家族に周知されている。		
4	職員向けの研修やスーパービジョン(経験豊富な支援者からの助言・指導)が定期的実施されている。		
5	権利擁護や虐待防止のための具体的な取組が行われている。		

(3) 危機管理(健康危機管理を含む)や安全確保

(チェックの観点)

- ・災害や事故、感染症等が発生した際の緊急時対応としては、対応マニュアルの整備、緊急連絡網の設定、緊急時対応のシミュレーションや訓練等の例がある。
- ・参加者や家族とのトラブル等が発生した場合には、その内容について職員間で共有し、対応を協議し、同様のトラブルを未然に防止する改善策の検討が行われていることが望ましい。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	災害や事故、急病等による緊急時の対応の流れが整備されている。		
2	感染症への対策等、公衆衛生面での対策がたてられている。		
3	緊急時の対応マニュアルを整備するなどして備えられている。		
4	職員間でトラブル等の記録と共有が行われ、トラブル等を未然に防止する方策や改善策が検討実施されている。		
5	宿直あるいは緊急連絡先の周知等により夜間も対応可能な職員がいる体制が敷かれている。		
6	困りごとがあれば、いつでも家族や外部の関係機関等に各種サポートを求める連絡手段(携帯電話等)が確保されている。		

(4) 生活環境の確保

(チェックの観点)

- ・ 情報へのアクセスがしやすい環境とは、例えば、テレビやラジオの視聴、新聞や書籍の購読、インターネット環境及びスマートフォン・パソコンが使用できる環境が想定される。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	ひとりになることのできるスペースや時間があり、本人のプライバシーや安全、衛生が確保されている。		
2	性別等による部屋割りへの配慮がある。		
3	隣接する部屋に入居する者とのトラブルがあった場合等に居室の変更の相談が可能である。		
4	情報へのアクセスがしやすい環境である。		

(5) ルールと生活管理

(チェックの観点)

- ・ ルールはあくまでも安心・安全に共同生活を送ったり生活リズムを整えたりする上で必要な内容となっており、本人の状態や本人の意向に反して外部への移動や他者との交流を制限するものではないことが重要である。
- ・ 共同生活を送る上で必要なルールの情報は、リーフレットやインターネットに公開、あるいは、あらかじめ書面で用意するなど明確化していることが望ましい。
- ・ 個々の状況や状態に配慮せず全ての参加者を一律のルールにあてはめることがないようにすることが重要であるが、地域での生活を送るための社会規範や、生活リズムを整えるための起床・就寝時間や食事時間といった最低限のルールは必要になる。
- ・ ルールを運用するにあたり、本人の状態や状況にあわせて共同生活における自由度を変更していくことが重要である。
- ・ 金銭管理をサポートするにあたっては、管理する範囲や管理方法、保管記録などを本人やその家族に確認するとともに、本人の生活状況も踏まえながら、退所後の本人の日常生活に資する資産形成や、本人が自ら金銭管理ができるようにすることを目的として行うものであることに留意する。
- ・ 本人が適切に通院や服薬管理をするためのサポートにあたり、医療機関の選定に関しては本人やその家族の意向を尊重することに留意する。

No	チェック項目	チェック欄	チェックした理由や補足事項(自由記述)
1	共同生活を送ったり生活リズムを整えたりする上で必要なルール(日課等)が明確である。		
2	ルールは本人にあわせて変更する余地があり、必要以上に制限したり、負荷を与えたりしない運用がなされている。		
3	夜間や休日等において自由に過ごす時間が設定されている。		

4	本人の状態や状況により必要な場合は、本人が適切に通院や服薬管理をするためのサポートができる。		
5	本人の状態や状況により必要な場合は、本人の意向を踏まえた上で、金銭管理のサポートができる。		
6	共同生活に慣れるまでの間はスタッフが丁寧に見守り、いつでも相談・面談が受けられる体制がある。		

Ⅲ. 共同生活型支援の類型

ここでは、どのようなタイプの共同生活型支援を行っているかを確認するために、5つの視点から支援内容の類型を整理した。あてはまるものに事業者自らがチェックした内容をもとに、どのような共同生活型支援を行っているか、どのような共同生活型支援に参加できるかを確認する際の参考とされたい。

【視点1】支援プログラムの特徴			
生活再建型		社会参加促進型	
	生活リズム改善を核にしたプログラム		地域活動（ボランティア・外出・就労体験）を核にしたプログラム
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	起床・作業・運動等の構造化された生活が中心		本人が希望するプログラムを選択して参加
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	共同生活や集団活動を行うことで社会性の向上を目指す		段階的に地域に出て社会参加を促す
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
【視点2】公的サポートの要素			
制度連携型		交流促進型	
	福祉制度の活用を重視		地域資源の活用を重視
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	公的な資格や承認を得たサポートを多く含む		地域活動を多く取り入れ、地域コミュニティの中で実施する活動が主
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	自治体や医療機関、学校、サポステ等の支援機関との連携が強い		地域コミュニティで多数の人との交流を促進する
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
【視点3】所在地域の特徴			
都市型		地方型	
	活動場所・共同生活場所が都市部にある		活動場所・共同生活場所が地方にある
補足事項（自由記述）		補足事項（自由記述）	
	事業者や商店等と協働して活動を行う		自然環境を活かし農作業等の活動を行う

補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
【視点4】生活スタイル			
個人生活型		集団生活型	
	アパートタイプの部屋で生活し、生活の自己管理を目指すことを重視		相部屋やシェアハウスで生活し、参加者同士の交流を重視
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
	主に食事や活動の時間の中で参加者同士の交流がある		生活全般で参加者同士の交流機会が多い
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
	日常生活における時間の使い方やルールについて、参加者の自主性を重視している。		日常生活における時間の使い方やルールについて、集団生活の規律を重視している。
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
【視点5】家族とのコミュニケーション			
見守り型		参加型	
	共同生活型支援における活動において、家族の適度な距離感での見守りを重視		共同生活型支援における活動において、家族の積極的な参加を重視
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	
	共同生活型支援開始後、活動や生活の内容について家族にレポートで報告		共同生活型支援開始後、活動場所や生活場所への家族の見学を奨励
補足事項(自由記述)		補足事項(自由記述)	

(参考情報) 過去の法律実務による具体的事例

本留意事項は、共同生活型支援チェックリストの取りまとめに委員として参画している弁護士の協力を得て、これまでの法律実務において、いわゆる「自立支援」を謳う悪質事業者に対応した事案等を踏まえ、留意する必要があると考えられる事例を例示したものである。

共同生活型支援への参加を検討中、あるいは参加中の本人及びその家族はもとより、自治体のひきこもり相談窓口や関係機関等の担当者においても、この留意事項に照らして、事業者の対応に違和感や気になる点がないかをあらためて確認し、一つでも該当する場合は、契約・参加を再検討・中止するなど、参考情報として積極的に活用していただきたい。

なお、本留意事項は当事者や家族への注意喚起を主な目的としており、悪質な事例を網羅的に記載できていないわけではないが、「事業者との契約内容と利用時の対応が異なる」、「途中で解約できない」等、本留意事項に掲載されている事例の一つでも当てはまるとされる対応を事業者から受けた場合、本人及びその家族は、安全確保を最優先の上、「消費者ホットライン」(局番なしの188)を活用し、消費生活センター等へ相談するほか、まずは自治体や関係機関等のひきこもり相談窓口にご相談することが望ましい。その際、自治体や関係機関等の窓口担当者は、本人やその家族から丁寧に相談を聞き取った上で、悪質事業者からの被害防止のため、継続して対応することが大切である。

1. 宣伝方法

- ・ ホームページなどで、「絶対に自立する」「ひきこもりが必ず治る」といった誇大な表現や、著しく事実に相違する情報を与える、又は必ずしも虚偽ではないが、十分な根拠なく人を誤認させたりするおそれがある広告をするような宣伝を行っている。

2. 参加にあたっての本人の同意

- ・ 入所しない場合に「害悪が起きる」としてことさらこれを強調して恐怖心を抱かせる。
- ・ 本人の明確かつ真摯な同意を得ずに参加させる。親子の十分な話し合いの機会を与えず、「本人を騙してでも連れてくるように」等と保護者や家族を促し、本人の同意なく強制的に参加させる。

3. 契約及び費用

- ・ 参加者が契約終了する意思を表示した場合にこれを認めない。
- ・ 長期間の契約を結び、その契約を口実に解約することを一切認めない。
- ・ 多額の解約違約金を定めて、事実上解約を困難にさせる。
- ・ 契約時の説明とは異なる、あるいは必要な支援を行っていないにも関わらず、高額な追加費用を請求する。

4. 従属関係の構築及び過剰な労働負荷

- ・ 睡眠時間を極度に削ったり、不要な投薬などにより、参加者が施設に従属しやすい意識状態にする。
- ・ 施設の監視下におき、施設の長や経営者の崇拝を求め、その家族・親族の世話をさせる。
- ・ 施設の管理下で、過度な長時間作業、重労働または危険な作業をさせる。

- ・ 参加者に対し、実質的な労務を提供させているにも関わらず、賃金等の報酬を支払わずに不当な収益を得ている。
- ・ テレビ・ラジオ・インターネット・書籍など外部の情報に触れさせず、施設が行う教育や施設の認めた書籍のみ触れさせる。
- ・ 定期的に一定時間を確保した休憩、娯楽の時間を与えていない。

5. 自由の制限

- ・ 施設の敷地や職場以外に出ることを禁じる。参加者の脱走を防止する目的で外部から施錠する。
- ・ 外部に連絡する目的で外出した参加者を脱走者として懲罰を与え、場合によっては暴力をふるう。
- ・ プライバシーが守られる方法で行う外部への電話等による自由な連絡を禁じる、あるいは自由に連絡することができるようにする措置をとっていない。
- ・ 常時監視し、参加者同士で話ができないようにしている。
- ・ 居室等のプライベート空間を含む施設内に監視カメラ・盗聴機器を設置し、常時監視・記録する。
- ・ 現金を含めて私物を持たせない。

6. 施設による虐待及び受診の制限

- ・ 参加者への指導と称して体罰や暴力行為（言葉の暴力を含む）が施設側または参加者によって行われる。
- ・ 参加者の間で、暴力行為が行われなくするための措置が取られていない。
- ・ 必要な診療や歯科治療などの医療を受けさせない。
- ・ 参加者が相談または治療を受ける医師を、施設指定の医師に限定している。自由に選択することを認めない。
- ・ 不必要な薬や過剰な量の薬を服用させる。

7. 家族との関係

- ・ 親族、友人との面談の場所を施設内に限定したり、施設職員の立会いを義務づけるなど、監視・管理に繋がる面談方法を強制する。家族と面談する場所に録音機、盗聴器を設置する。
- ・ 意図的に家族との関係を悪化させるよう仕向けるなど、本人と家族を会わせないようにする。
- ・ 本人が両親のもとに一時帰宅することを希望した場合、これを可能にするための支援をしない。
- ・ 長期契約の場合であっても、期間の途中で家族のもとに一時帰宅できない。
- ・ 参加者の現状を把握しようとする親権者等からの質問に対して回答しない。

8. 人権侵害の救済措置

- ・ 参加者が、自らの権利を守るために、施設とは無関係の外部の弁護士に対して、施設に知られず、依頼、相談できない。